

第1回 大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会 議事録

日 時：2024（令和6）年2月13日（火） 10：00～12：00
場 所：子育て支援・世代間交流センター 研修室
出席者：今西委員（委員長）、奥菌委員（副委員長）、浦嶋委員、谷尾委員、札幌委員、山村委員、上谷委員、上田委員、菊屋委員、青森委員、安藤委員、端山委員、堤委員、酒匂委員、伊知地委員

次 第：1 開会
2 教育長あいさつ
3 委嘱状交付
4 委員・事務局紹介
5 委員長及び副委員長選出
6 次期大阪狭山市教育振興基本計画の策定について（諮問）
7 議事
8 閉会

（事務局）

本日は午前中を目途に進行したいと思います。

市役所からの情報発信に際して掲載させていただく場合があり、写真撮影をご容赦願います。それでは、まず、開会にあたりまして、大阪狭山市教育委員会竹谷教育長からごあいさつを申し上げます。

（竹谷教育長）

おはようございます。日頃は本市の教育行政に御協力をいただき、お礼申し上げます。春を感じる季節ではありますが、学校現場ではインフルエンザが広がっており、毎日のように学級・学年閉鎖が生じ、現在も市内約150クラスのうち10クラスが学級閉鎖となっています。コロナ前に比べ低学年で感染の広がりが早く、コロナ禍で抗体ができなかったことも要因のひとつではないかと言われています。今後も皆様にはさまざまにご協力をお願いしたいと思います。

現計画は令和2年にスタートしましたが、まさにコロナ禍で不安の船出となりました。

しかしピンチをチャンスに変えていくという意識で、ICT教育が一気に進みました。

一方、社会活動が制約される中、社会全体で子どもを育てる環境をつくるためのコミュニティスクールや地域学習をもう少し進めたかったです。

こうした成果と課題を踏まえ、次なる5年間の本市教育の方向性について忌憚のない協議をいただきたいと思います。委員任期は2年と長期にわたりますが、ご協力をお願いいたします。

(事務局)

それでは、次第に沿って進行いたします。

次第の3、委嘱状の交付でございますが、本日、大阪狭山市教育振興基本計画策定委員として、教育委員会から委嘱される方は16名でございます。本来であれば、教育長からお一人お一人に委嘱状を交付すべきところでございますが、時間の都合上、机上配付とさせていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。なお、委嘱期間は本日、令和6年2月13日から2年間となりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。続きまして、第1回の策定委員会となりますので、委員の皆様にも自己紹介を頂ければと存じます。

資料1として委員の皆様のお手元に委員名簿を配布させていただきますので、参考までにご覧ください。

それでは、まず名簿順に今西委員から自己紹介をお願いいたします。

【委員自己紹介】

続きまして、事務局及び本日出席しております教育委員会の各所属職員の自己紹介をさせていただきます。

【事務局自己紹介】

以上が事務局及び本日出席しております教育委員会の各所属職員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして次第の5、「委員長及び副委員長の選出」を行います。「参考資料1」をご覧ください。

当委員会設置規則「第5条第2項」に基づき、当委員会の「委員長」及び「副委員長」を選出する必要がございますので、事務局から推薦させていただいてよろしいでしょうか。

【各委員 意義なし】

(事務局)

現計画の策定委員長を務めていただき、また本市教育委員会事務点検評価や社会教育委員議長としても本市教育行政に携わっていただいている今西委員を推薦したいがいかでしょうか。

【各委員 意義なし】

(事務局)

それでは、今西委員に本会の委員長をお願いします。

(委員長)

これから2年間、大阪狭山市の未来に向け、皆さんと一緒に実りのある計画づくりをしていきたいと思えます。現計画は「学びあい、つながりあい、未来に輝く人づくり」を基本理念にとりまとめました。教育力の低下が指摘される中、コロナ禍という課題もありましたが、それを乗り越えて、家庭や地域とのつながりの中で子どもをみていく取組が具体化されつつあります。そうした状況も踏まえて新たな計画づくりを進めたいと思えます。

(事務局)

副委員長については、委員の皆様からご推薦・ご意見をいただくところですが、委員長からご推薦があればお願いいたします。

(委員長)

就学前教育・保育などの分野で大阪狭山市の教育行政に尽力いただいている奥菌委員を副委員長に推薦します。

【各委員 意義なし】

(事務局)

それでは、奥菌委員に副委員長をお願いしたいと思います。

(副委員長)

私は長年、幼稚園に務め、現場に関わってきました。近年は後進の指導という役割を託されており、そうした立場からお手伝いできることがあれば、またこの機会でも私もまた学べることがあればと思えます。

大阪狭山市では乳幼児、就学前教育と小学校との連携等で関わりを持たせてもらいました。委員の皆さんと、充実した、豊かな教育のあり方について議論し、協力していければと思えます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは、委員長と副委員長が決定いたしましたので、教育委員会を代表いたしまして、竹谷教育長より、今西委員長に対しまして、諮問をお願いしたいと存じます。なお、委員の皆様におかれましては、資料2 諮問書（写）をご覧ください。

ください。

(竹谷教育長)

次期大阪狭山市教育振興基本計画を策定するにあたり、貴策定委員会の意見を求めます。

(委員長)

はい、承りました。

(事務局)

ありがとうございました。なお、竹谷教育長につきましては、他の公務の関係上、ここで退席させていただきます。

それでは、これより議事に入りますが、今後の議事進行につきましては、当委員会設置規則「第6条第1項」に基づき、委員長にお願い申し上げます。

(委員長)

それではこれから議事を進めます。

まず議題1について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

お手元の参考資料3「審議会等の会議の公開に関する指針」をご覧ください。

この指針に関しましては、本市の審議会の公開についての取り扱いをお示しさせていただきますのでございます。この指針の3点目の項目で、審議会等の会議は、条例及び規則で会議が非公開と定めるものや、情報公開条例上における非公開情報に関する事項、いわゆる個人情報等について審議する場合などを除き、原則として公開するものと規定されております。また、4点目の項目では、審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、審議会の会長が当該会議に諮って決定するものとする規定されております。当策定委員会につきましてもそれに基づきまして、会議の公開・非公開を決定して頂きたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

(委員長)

当委員会を公開とするか、非公開とするか、皆さんに諮りたいと思います。事務局の説明では原則公開ということですが、ご意見はありますか。

【各委員 意義なし】

(委員長)

それでは次回以降、当委員会は原則公開とします。但し個人のプライバシーに関わるなど必要な場合に限り非公開とすることがあるものとします。ご発言には配慮をお願いします。

続きまして、公開の手続き方法等について事務局から説明願います。

(事務局)

ただいま委員長からお諮りいただき、当策定委員会は原則公開となりましたので、開催の告知につきましては、会議の開催日の概ね1週間前までに市のホームページ等で会議の開催公告を行うことで、周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、公開の手続き方法等でございますが、お手元の参考資料4「大阪狭山市教育振興基本計画策定委員会の公開に関する基本的な方針（案）」に記載しておりますとおり、傍聴者の定員を原則5名とし、委員長が必要と認めるときは、会議室等の状況にもよりますが、対応可能な範囲内において、その定員を増員することとさせていただきます。なお、傍聴を希望する方が定員を超えた場合は、抽選を行うこととし、受付は会議当日、開始30分前より会場にて行うこととさせていただきます。

次に、傍聴者の順守事項として、基本方針に9項目の事項を規定させていただいておりますが、傍聴者が、万が一この事項を遵守しなかった場合は、委員長が退場を命じることができることとさせていただきます。

次に、議事録についてでございますが、会議終了後に、全文筆記で作成することを原則とさせていただきたいと考えております。ただし、全文筆記については、特に重要な事項を扱う場合を除き、発言内容に齟齬が生じない範囲で修正及び簡略化させていただき、市ホームページに掲載したいと存じます。

なお、議事録につきましては、情報公開条例に基づき、非公開情報を除いて公開するものとなりますので、ご了承をお願いいたします。

また、議事録の確認につきましては、公表前に事前に各委員にご一読いただき、ご承認いただいた後に公開させていただきたいと考えております。説明は以上でございます。

(委員長)

ここまでのところで確認したいことなどはありますか。

【各委員 意見なし】

(委員長)

特にないようですが、私からひとつ提案します。議事録の残し方ですが、各委員の名前まで掲載する場合と、「委員」として掲載する場合があります。当委員会でもどちらにするか、決めておきたいと思っております。私は自由に活発な意見交換を行うためにも、個人

までは特定しない方がよいと思うのですが、各委員はいかがですか。

【各委員 意義なし】

(委員長)

それでは、個人の記名はない形にしたいと思います。

続きまして議題2「次期大阪狭山市教育振興基本計画の策定検討フロー（案）」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議題（2）の「次期 大阪狭山市教育振興基本計画の策定方針 検討フロー（案）」について事務局から説明させていただきます。

資料3をご覧くださいませでしょうか。

まず、計画策定の前提条件でございますが、フローの左側がこれまでの経過です。教育基本法第17条に基づき、平成20年7月に国におきまして、教育に関する総合的な計画として「教育振興基本計画」が策定され、同法第17条第2項に基づき、地方公共団体につきましても計画策定の努力義務が課されておりますことから、本市では、平成27年3月に「第一期大阪狭山市教育振興基本計画」を策定いたしました。

また本計画とは別に教育大綱というものがあります。参考資料6でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成27年4月1日に施行され、改正後の法律第1条の3第1項におきまして、「地方公共団体の長は教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする」とされており、本市におきましては、本市教育委員会が策定しました「教育振興基本計画」に掲げている「基本理念」、「基本方針」、「重点目標」をもって、大綱案とし、平成27年8月に開催いたしました総合教育会議において、協議いただいたうえで、本市の「教育大綱」として、市長部局により策定されております。

本市では、これらの計画と大綱により、めざすべき教育目標を明らかにするとともに、その目標を具体化するため、教育振興基本計画に示された施策について、学校園をはじめ、市民、地域、行政などすべての主体が連携しながら、その達成に向けた取組みを推進してまいりましたが、現行計画の計画期間については、令和2年度から令和6年度までの5年間となっており、計画期間の満了を1年後に控え、本市教育委員会事務局では、本年度から次期計画の策定作業を進めているところでございます。

ここで関連する計画などをご確認いただきたいと存じます。フローの真ん中部分、まず国、大阪府の教育振興基本計画でございますが、参考資料7～10としてお渡ししております。かなりのボリュームがありますので、またご覧いただければと存じます。続いて参考資料11の第5次大阪狭山市総合計画後期基本計画（概要版）でございます。

この第5次総合計画が本市の最上位計画となりますので、本市の次期教育振興基本計

画につきましては、国・大阪府の教育振興基本計画、第五次大阪狭山市総合計画の3つを参酌しながら策定していくこととなります。

続きまして、参考資料6大阪狭山市教育大綱をご覧ください。先ほども申し上げましたが、本市の教育大綱につきましては、「教育振興基本計画」に掲げている「基本理念」、「基本方針」、「重点目標」をもって、「教育大綱」を定めておりますので、今後、教育振興基本計画が改定されますと、「教育大綱」の見直しも必要となることから、「次期教育振興基本計画」の策定にあたって、「教育大綱」や取扱いの方針について、2月22日に開催を予定しております総合教育会議におきまして、市長と教育委員との間で意見交換を行い、決定していくこととしております。この総合教育会議の情報等につきましては、適宜、策定委員の皆さまにもご報告させていただきます。

続きまして、フローの右側になります、次期計画の策定方針でございますが、今回策定する計画につきましては、令和7年度以降の5か年を計画期間とし、事業の進捗状況や国の動向、社会情勢等の変化を踏まえまして、現行計画の見直しにより次期計画を策定していきたいと考えておりますので、計画の掲載内容につきましては、概ね現行計画の基本方針を引き継ぎながら、後ほど、議題(3)の「大阪狭山市教育振興基本計画の振り返りと課題について」で、ご説明いたしますが、現行計画に位置付けられております各基本方針に基づく重点目標ごとの課題点や次期計画へ引き継ぐ方向性、また、アンケート等による結果を基に見直し箇所を洗い出しまして、委員の皆様からご意見をいただきながら、本日の第1回目の策定委員会を含め、全6回程度の策定委員会を開催させていただき、その会議の場で計画改定素案等のご審議を行っていただきたいと考えております。

具体的な策定委員会での審議等の予定といたしましては、令和6年5月頃に第2回目として骨子案の検討や市民アンケートの結果分析の報告、7月頃に第3回目として骨子案の確定、9月の第4回目と11月の第5回目に計画案の検討を行っていただき、令和7年1月に第6回目として最終案のとりまとめを行っていただくという予定で策定委員会を開催してまいりたいと考えております。

なお、策定委員会で調査研究のうえ、ご審議いただいた計画案等は、参考資料2にございます市の内部組織で構成します検討委員会でも協議・検討させていただき、パブリックコメントを経て次期計画の最終案とさせていただくというスケジュールを組ませていただいております。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

(委員長)

ただ今の説明について、ご意見やご質問はありますか。

【各委員 意見なし】

(委員長)

時代の変化が早い中、2年間と取組が長期にわたりますが、宜しく申し上げます。
次に議題3について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、大阪狭山市教育振興基本計画の振り返りと課題について、ご説明いたします。現行の計画では4つの基本方針とそれに紐づく重点目標と各取組施策があります。お手元の資料4に、簡単ではございますが、現計画に位置付けられております各基本方針に基づく重点目標ごとの課題点や次期計画へ引き継ぐ方向性について、まとめております。

それでは、まず資料の1ページをご覧ください。

基本方針1「これからの社会を生き抜く力を養います」の1点目の重点目標「遊びを通して豊かに学ぶ就学前教育・保育の充実」についてでございますが、主な取り組みとして、認定子育てサポーター事業、プレイセンター事業、市立幼稚園等未就園児事業、市立幼稚園等3歳児保育事業、市立幼稚園等子育て支援事業、保育所整備事業を実施しました。認定子育てサポーター事業とプレイセンター推進事業では子育てや保育経験のある市民を対象にした子育てサポーターの養成講座の実施や子育て家庭が協働運営するプレイセンター活動の支援を実施しました。また、市立幼稚園等3歳児保育事業、市立幼稚園等未就園児事業においては、市立幼稚園・こども園での3歳児保育の実施、未就園の2歳児と保護者を対象とした広場事業を実施しました。

そして、市立幼稚園等子育て支援事業では市立幼稚園・こども園にて預かり保育を午後5時まで実施しました。また、保育所整備事業では新たな民間保育所、夢の実保育園、西山台くじら小規模保育園を開設しました。

今後の課題としまして、待機児童数の動向や2019年に開始された幼児教育無償化の影響、また就労していない親の保育所利用等の国の動向を注視しながら、引続き教育・保育ニーズに応じた子育て支援を推進することが課題です。

また、まちぐるみや身近な地域における子育て支援の充実に向けた、市民の自主的な取組の支援やサポート・ボランティア人材等の育成・支援していくことが必要です。そして、子どもたちの豊かな心や表現する力、自ら取組もうとする意欲や解決力、社会のルールへの気づきや自分の気持ちを調整する力、基本的な生活習慣などを育成することが引き続き必要であると分析しております。

次に、2点目の重点目標「社会の変化に即した新たな学びの展開」に関しましては、主な取り組みとして、学力向上推進事業、家庭学習バックアップ事業、学校図書館図書整備事業、読書eプラン推進事業、英語教育支援事業、ICT活用推進事業でございます。

学力向上推進事業や家庭学習バックアップ事業では子どもたちの学習のサポート体制強化のため「学習支援員」の配置や、中学3年生を対象とした家庭学習支援「はなまる学

習室」を実施しました。

また、学校図書館図書整備事業と読書eプラン推進事業では学校図書館図書の蔵書率と質の向上や、読書感想文や感想画などの各種コンクールの実施。また、すべての小中学校に学校図書館司書を配置しました。

英語教育支援事業とICT活用推進事業では英語教育の充実のため、小学校5・6年生と中学校を対象にALTの派遣とGIGAスクール構想による一人一台端末を活用した授業を推進しました。

今後の課題としまして、子どもたち一人ひとりに対応した教育の充実のため、各学校での実践研究や校種間連携による系統的な指導方法の工夫により、教育人材の育成に取り組むことが必要です。

また、図書館活用モデル校である第三中学校の取組を各校で共有し、図書館整備・読書活動の充実を図ることが必要です。

また、子どもたち一人ひとりが抱える生活・学習上の困難さに対して、家庭・地域・学校が連携した、きめ細かな対応をおこなっていくことが必要です。

そして、英語教育活動支援事業やICT活用推進事業の成果を活かして、英語教育や教育DX化など、時代の要請に応じた教育が日常化するような仕組みや体制の充実と、ICT技術・機器の更なる積極的な活用が課題であると分析しております。

次に、3点目の重点目標「豊かな心と健やかな体を育てる教育の推進」についてでございますが、主な取組みとして、・道徳教育,人権教育の推進と不登校,問題行動の未然防止と指導體制の充実、体力向上推進事業、安全・安心な学校給食推進事業を実施しました。

道徳教育,人権教育の推進と不登校,問題行動の未然防止と指導體制の充実では、人権の意義や道徳性を理解することや不登校や問題行動の未然防止・早期発見に務めました。

また、体力向上推進事業として小学校体育に体育指導支援員、中学校体育には剣道指導支援員を配置し体育指導の充実を図りました。そして、安全・安心な学校給食推進事業、備品更新事業として、食中毒を発生させないための徹底した衛生管理や必要な備品の更新などに取り組みました。

今後の課題といたしましては、ジェンダーアイデンティティや国の不登校対策など新たな動向を踏まえながら、道徳教育や人権教育を推進することが必要です。また、生涯スポーツや「食」を通じた心身の健康づくりの基礎として、引き続き学校体育・保健及び安全・安心な学校給食や食育の推進が必要になってくるのではないかと分析しております。

次に、4点目の重点目標「教員の資質向上」をご覧ください。

主な取組みとして、学校評価・支援事業、学校まるごとパック事業を実施しました。学校評価・支援事業では学識経験者や退職校長からなる学校づくり応援団のアドバイスに基づき学校力の向上を図りました。また、学校まるごとパック事業では学校の普段の様子を教職員や市民に公開し、教職員が情報交換や意見交換を行いました。

今後は、コロナ禍における「新しい生活様式」など緊急時への対応を含め、新しい時代の集団づくりや学校運営等、先行モデルの積極的な研究と実践に活かしていくことが必要です。

また、学識者や大学・研究機関との連携により、多様化・複雑化する教育研究・指導方法の学びの機会を一層強化することが必要になってくるのではないかと分析しております。

以上が基本方針1に関する振り返りでございます。

次に、基本方針2「一人ひとりを大切にする教育を推進します」についての振り返りを簡単にご説明させていただきます。

1点目の重点目標「子ども理解と支援教育の充実・推進」についてでございますが、主な取り組みとしまして、発達障がい児支援事業、支援教育事業を実施。

小学校3年生までの発達障害やサポートを必用とする児童と保護者を対象に療育事業を実施し、また中学3年生までの児童及び保護者等を対象とした相談事業を実施しました。また支援教育事業として特別学びの支援員として看護師を配置し、医療的ケアを実施しました。

今後は、医療的ケア児やグレーゾーンなど、支援を必要とする子どもの増加・多様化に対応し、校種を超えた、好事例の共有や個々の子どもに応じた環境づくりについての研究・研修を充実させることが必要です。また、学校及び家庭・保護者とともに、医療・福祉関係者など関係機関との連携強化に向け、情報共有・研修機会の充実を図る必要があると分析しております。

次に、2点目の重点目標「個の成長を支える教育の充実」についてでございますが、主な取り組みとしまして、就学援助事業、キャリア教育推進事業を実施しました。就学援助事業では経済的理由により就学困難な児童生徒・保護者への支援を実施しました。またキャリア教育推進事業として、「キャリア・パスポート」を作成しキャリア教育を推進しました。

今後の課題といたしましては、引き続き家庭の経済状況によらず、教育機会が確保されるよう国基準と同等の就学援助を行うことが必要です。また中学生のキャリア教育をさらに進めるため、引き続き中学校区ごとに設定した「めざすこども像」に基づく系統的な取り組みを推進する必要があるのではないかと分析しております。

次に、3点目の重点目標「安全安心な学校生活の確保」についてでございますが、主な取り組みとしまして、安全・安心スクール事業、安全対策事業、いじめ防止の取組の推進を実施してまいりました。

安全・安心スクール事業、安全対策事業では救命救急講習の実施と安全管理員の配置を実施しました。また、いじめ防止の取組の推進では学校・家庭・地域・関係機関が一体となったいじめの早期発見・早期対応に努めました。

今後の課題としましては、頻発・激甚化する自然災害や事故・犯罪の複雑化等に対し、子どもたちが自ら命や安全を守る判断・行動ができるよう、関係機関と連携した学習機

会の充実が必要です。また、いじめの積極的な認知に努めるとともに、「いじめ防止基本方針」に基づき、引き続きいじめ事象に対して迅速かつ適切に対応。また、いじめの解消及び発生抑制に取り組むことが必要です。

次に、4点目の重点目標「多様性理解の促進」についてでございますが、主な取り組みとして、自立支援通訳事業を実施しました。外国にルーツのある子どもや保護者のため通訳の派遣を実施しました。

今後の課題といたしましては、外国にルーツを持つ子どもの多様化・増加に対して、教員やボランティアの確保、継続的な日本語学習や相談の機会を提供できる体制づくりや、多様性を認め合い、将来、国際的に活躍できる人材を育成するため、相手を理解・尊重するための国際理解教育や外国の言葉や文化を学ぶ機会を充実していくことが必要になってくると分析しております。

以上が基本方針2に関する振り返りでございます。

次に、4ページをご覧ください。

基本方針3「持続可能な社会のための教育環境を充実します」についての振り返りをご説明させていただきます。

まず、1点目の重点目標「時代の変化に対応した学習環境などの整備」についてでございますが、主な取り組みとしまして、学校園規模適正化方針策定事業、教育 ICT 環境整備事業、東小学校・北小学校普通教室環境整備事業、小学校長寿命化事業を実施しました。

学校園規模適正化方針策定事業では、より良い教育・保育環境の整備等を図ることを目的に、「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定しました。また、教育 ICT 環境整備事業では GIGA スクール構想に基づき、学校のネットワーク環境の整備に取り組みました。そして東小学校・北小学校普通教室環境整備事業、小学校長寿命化事業では東小学校・北小学校区における人口増加に対応するための増築工事を実施しました。

今後の課題といたしましては、学校園の施設・設備の長寿命化や規模の適正化に向けた課題に対し、優先順位を明確化し、計画的かつ効果的な施設・設備の整備・更新を図ることが必要です。また、コロナ禍における知見や課題を関係者で共有するとともに、次代のデジタル社会で活躍できる人材を育む基礎として、教育 DX 化の推進に向けた環境整備と人材の育成・確保が不可欠と分析しております。

次に、2点目の重点目標「学校経営改革の推進」についてでございますが、主な取り組みとしましては、校務支援システム活用事業、中学校部活動支援人材活用事業、スクール・サポート・スタッフ事業、生徒指導支援事業、地域人材バンク活用推進事業、英語教育事業を実施しました。

校務支援システム活用事業、中学校部活動支援人材活用事業として、教員の事務的な業務負担軽減のための、「校務支援システム」の導入や、部活動による業務負担軽減や部活動の質的向上のため、各中学校に部活動指導員を配置しました。また、スクール・サ

ポートスタッフ事業では学校の環境整備や家庭学習教材の補助を行うスクールサポートスタッフを小中学校全校に配置しました。生徒指導支援事業では、児童の発達・心理の専門家としてスクールカウンセラーの設置や、福祉の専門的な立場から関係機関と連携を図るスクールソーシャルワーカーを配置しました。そして地域人材バンク活用推進事業、英語教育事業では市立幼稚園・こども園において人材バンク登録者による教育・保育活動を実施しました。また、5歳児を対象にボランティア講師を招いた英語教育を実施しました。

今後の課題といたしましては、人材の確保や教育内容の充実のため、教職員の働き方改革や教育DXの推進、外部人材や民間事業者の活用等により、教職員の負担軽減を推進することが必要です。また、それらを安心かつ効果的なものとするため、本市の教育方針や取組についての研修をするなど、安定したパートナーとして外部人材や事業者等を育成していくことが必要であると分析しております。

次に、3点目の重点目標「家庭教育の充実」についてでございます。

主な取り組みとしましては、家庭教育の推進、保育・子育てコンシェルジュの配置、養育費保証促進補助金等事業、未就学児の親を対象とした子育て講座などの実施、子ども家庭総合支援拠点事業、各種相談の実施、子育て支援・世代間交流センター施設運営事業を実施しました。

家庭教育の推進事業では親学び講座を開催しました。また保育子育てコンシェルジュの配置や、未就園児の親を対象とした子育て講座などの実施では子育て支援センター及び子育て支援・世代間交流センターへの保育子育てコンシェルジュの配置や、未就園児の親を対象とした子育て講座を開催しました。また、養育費保証促進補助金事業では、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費の一部補助や、養育費保証契約を締結する際に必要な経費の一部を補助しました。そして、子ども家庭総合支援拠点事業では子ども家庭総合支援拠点を設置し、児童虐待の事前防止のため子どもとその家庭等を対象に継続的な支援を行いました。また子育て支援グループでは各種相談に随時対応いたしました。

今後の課題といたしましては、子育てや教育に関する各種講座や相談機会の充実が進められていることから、こうした取組が行われている施設・機会の情報をターゲット層に対してより効果的に発信・情報提供していく工夫や、各種相談において蓄積した事例について分析・研究し、より効果的・効率的な対応の在り方を関係課・関係機関とともに常に検討していくことが必要になってくるのではないかと分析しております。

次に、4点目の重点目標「地域の教育力の育成と社会に開かれた教育課程の実現」についてでございます。

主な取り組みとしましては、さやま元気っこ推進事業、放課後児童会アドバイザー設置事業、子どもの居場所づくり推進事業、民間放課後児童会運営事業費補助金交付事業、地域学校協働活動事業、地域に開かれた学校の実現、青少年健全育成事業を実施しました。

さやま元気っこ推進事業では放課後に各小学校でスポーツや文化活動等が体験できる場を提供しました。また、放課後児童会アドバイザー設置事業では放課後児童会アドバイザーを配置することで、諸課題の早期解決や、円滑で安定的な放課後児童会運営に取り組みました。

子どもの居場所づくり推進事業と民間放課後児童会運営事業費補助金交付事業では、放課後や休日に子どもを対象とした継続的な活動に取り組む団体の支援と放課後児童健全育成事業実施の届出をした民間事業者の運営に係る必要経費の一部補助をおこないました。

また、地域学校協働活動事業と地域に開かれた学校の実現では、地域と学校の連携・協働をすすめるため、コミュニティ・スクール制度を導入している南第一小学校、北小学校、西小学校に「地域学校協働活動推進員」を配置しました。

そして青少年健全育成事業では小学校区青少年健全育成連絡会と連携し、非行防止や各種啓発活動を実施しました。

今後の課題といたしましては、コミュニティスクール導入校の成果やノウハウを活かし、家庭・地域・学校の連携による地域教育力の向上を全市的に広げていくことが課題です。

また、上記の取組と連携し、放課後も含めた子どもの居場所づくりや子どもの地域活動への参画等を支援する各種制度の活用の促進と制度の使いやすさを高めていくことが必要。

そして、こうした事業を担う地域人材や民間事業者の発掘・育成が引き続き必要であると分析しております。

以上が基本方針3に関する振り返りでございます。

次に、基本方針4「郷土を愛し自ら学び、高めあう学習を推進します」についての振り返りを簡単にご説明させていただきます。

まず、1点目の重点目標「生涯スポーツ活動の推進」についてでございますが、主な取り組みとしましては、サタデースポーツ事業、スポーツの普及、狭山中学校円卓会議さやりんピック事業、総合体育館熱中症対策事業、スポーツ施設長寿命化事業、総合グラウンド等樹木剪定及び伐採事業を実施しました。サタデースポーツ事業とスポーツの普及では体育協会加盟団体と連携し土曜日に各種スポーツ教室を開催する等、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境づくりに務めました。狭山中学校円卓会議さやりんピック事業では、地域における活動機会の充実、コミュニケーションづくりを進めるため、狭山中学校区で「さやりんピック」を開催しました。総合体育館熱中症対策事業とスポーツ施設長寿命化事業、また総合グラウンド等樹木剪定及び伐採事業では、快適な環境のもとスポーツに取り組んでいただけるよう総合体育館メイン・サブアリーナ等への大型スポットクーラーの設置やスポーツ施設の各種設備等の改修、総合グラウンド周辺の高木の剪定・伐採を行いました。

今後の課題といたしましては、スポーツ施設・設備の長寿命化に向けて優先順位を明

確化し、計画的かつ効果的な施設・設備の整備・更新が必要です。また、令和4年にスポーツ庁・文化庁により「部活動の地域移行に関する検討会議の提言」がとりまとめられており、本市においても国の方針に対応した検討が必要です。

そして、それぞれのライフステージに応じた健康づくりやスポーツの機会づくりの充実に向け、関係団体や地域と学校園との連携を深め、市民のスポーツ活動への参加を促進することが必要であると分析しております。

次に、2点目の重点目標「生涯学習や文化芸術活動の推進」についてでございます。主な取り組みとしまして、学びの機会の充実、公民館・図書館施設長寿命化事業、青少年野外活動広場施設整備事業を実施。学びの機会の充実では指定管理者と連携し、公民館事業の充実を図りました。また、青少年野外活動広場施設整備事業と公民館・図書館施設長寿命化事業では青少年野外活動広場の改修や公民館・図書館等を市民が安全に利用できるよう改修を行いました。

今後の課題としましては、社会教育施設等においても、老朽化が進んでおり、長寿化に向けた優先順位を明確化し、計画的かつ効果的な施設・設備の整備・更新が必要です。またスポーツと同じく、文化活動においても部活動の地域移行についても本市での実施について検討が必要と考えます

さらに、市民が学んだ成果を発表したり、まちづくりに活用することができるようなシステムづくりをし、多世代交流や地域交流につながる仕組みづくりが必要であると分析しております。

次に、3点目の重点目標「歴史遺産の継承と活用」についてでございますが、主な取り組みとしましては、狭山池の魅力発見事業やマイクロフィルム電子化事業、資料調査事業、文化財保存活用地域計画策定事業を実施。狭山池シンポジウムを開催し、史跡狭山池の歴史的価値や魅力を市内外に広く発信するとともに、その他古文書などの歴史資料の電子化など保存活用を進めました。

今後の課題といたしましては、「史跡狭山池保存活用計画」や「歴史文化基本構想」及び策定中の「文化財保存活用地域計画」をもとに、市内の歴史文化遺産の価値や魅力を子どもたちに継承し、自らの誇りや拠り所として大切にする意識や態度を育むことが必要です。また、狭山池をはじめとする貴重な歴史文化遺産を活用し、まちの魅力向上や交流人口の拡大、ブランディング等の積極的な取組を子どもたちとともに考えていくことが必要と分析しております。

次に、4点目の重点目標「郷土愛の育成」についてでございますが、主な取り組みとして、郷土資料館管理事業を実施。市制施行35周年記念企画展をはじめ各種事業を開催しました。

今後の課題として、歴史文化を保存・継承し学ぶ拠点としての郷土資料館において、今後も特別展や企画展を開催するとともに、教育DX等と連携し、子どもたちに効果的に届く情報発信・PRに取り組むことが必要です。また、子どもたちのふるさとを大切に思う心、まちの歴史文化や郷土を愛する心を育むため、引き続きまちの歴史文化や歴史文

化遺産にふれ、学ぶ機会を継続的に提供していくことが必要と分析しております。

以上が基本方針4に関する振り返りでございます。

ここまでが第2期大阪狭山市教育振興基本計画に基づく施策の振り返りとなります。

最後に8ページをご覧ください。

これまでの社会情勢の変化からみられる新たな教育課題について、国の動向などをピックアップしております。

1点目、教員・保育士の確保と質の向上に向けた学校の働き方改革の加速としまして、本市の課題の整理にもありますが、学校現場の疲弊による教育の質の低下、長時間労働・低賃金・責務拡大による、なり手不足への対応は国の計画でもふれられています。

2点目、教育の質向上とともに学校運営の効率化に向けた教育DXの推進としまして、教育でのAIの活用、学校現場の事務・校務負担軽減等へのICT導入というところは国の第4期教育振興基本計画でも教育DXの推進やデジタル人材の育成という内容でふれられています。

3点目、海外にルーツのある子どもの増加への対応としまして、国における外国人材受入への制度改革に伴う外国籍児童・生徒の増加が見込まれており、本市の課題整理にもあるように対応が必要です。

4点目、人生100年時代・雇用流動化時代におけるリカレント教育の充実としまして、より長く働き、充実した人生を送るため、知識やスキル取得に向けた社会人の学び直しが必要とされています。

5点目、学校における緊急時対策の検証と強化としまして、多発・激甚化する自然災害等の発生後の中長期における全市的な教育継続への強化対策が必要になると考えられます。

また新型コロナウイルス感染症対策の教育分野における検証、他地域における自然災害時における教育分野の対応の学習・研究等も引き続き必要とされています。

今後、本市の教育振興基本計画の改定作業を進める上でも、必要に応じてこれらを踏まえた検討をしていきたいと考えております。

本市の教育振興基本計画の振り返りと課題についての説明につきましては、以上でございませう。

(委員長)

事務局から現行計画の振り返りと課題について説明がありましたが、ご意見、ご質問はありますか。

(委員)

今の説明だけでは具体性が見えず、もう少し説明を検討してほしい。

(委員長)

事務局で検討をお願いします。

(委員)

かなりのボリュームがあり、さらに新たな課題ということで理解するのが大変。じっくり読むと、主な取組において様々な項目があり、まとめて「〇〇した」というまとめになっていますが、どういう効果があったかの説明がほしいと思います。また、5年後の参考指標を掲げたと思うが、その状況についても報告してほしいと思います。振り返りはどの範囲（主体）で実施したのでしょうか。

(委員長)

参考指標については事務局では把握していると思いますが、本委員会に示す方向で検討してください。

(事務局)

振り返りは教育委員会で実施しています。

(委員)

現行計画はどの程度、実行されたのでしょうか。例えば人材育成・活用については地域との関連も大きいと思いますが、自治会の組織率はさらに低下して今は半分程度になっています。計画においても、子どもの時代から地域について教育しなければ住民の意識は変わらないということで記載していますが、現実には数値は低下しています。すぐに結果が出なくても継続していくことが大切な項目であり、そうしたことを念頭において取組が必要です。

(委員長)

「人材の育成と活用」で対象とするのは成人教育であり、実践の中で人を育てる必要があります。今回はさらにその具体的な内容を盛り込む計画にしたいと思います。

(委員)

宜しくをお願いします。

(委員)

各事業には相応の費用を投資しているので、費用対効果を教えてもらい、「これは継続した方がよい」というものを示してもらえませんか。

(委員長)

振り返りの報告については、事務局で再度、検討してください。

続きまして議題（４）「アンケート調査について」事務局から説明願います。

（事務局）

それでは、議題（４）「アンケート調査について」お手元の資料５－１～３及び６に基づき、ご説明させていただきます。

まず、「市民アンケート調査」の趣旨でございますが、次期計画の策定に向け、市民が望む施策及び重点をおくべき施策の把握を目的に市民アンケート調査を実施します。なお、現計画の策定時にも同様の調査を実施しておりますので、その際の設問項目を基本としながら、経年比較による市民意識の変化を把握していきたいと考えております。調査対象については、大阪狭山市に住所をおく満１６歳以上の市民の中から無作為に抽出した２,０００人を対象とします。

では、お手元の資料６のアンケート調査の設問趣旨をご覧ください。各設問の趣旨について、設問ごとに区分の欄を設けており、「経年」か「新規」かを、区分の欄に記載しております。「経年」は現計画の策定時に実施したアンケートと同様の設問になりますが、時代背景に合せ、一部、回答の選択肢を追加したものもあります。「新規」は、時代背景なども考慮しながら、新たに設計したものになりますので、今からそれら「新規」の設問と「経年」の設問のうち選択肢に追加項目があったものについて、説明をさせていただきます。

まず、問１３、経年の設問ですが、「あなたは、大阪狭山市の学校教育の中で、どのような教育施策や教育事業について、力をいれておこなう必要があると思いますか」という設問に対し、部活動の地域移行についての選択肢２３を追加しております。次に問１６、経年の設問ですが、「いじめが社会問題になっています。あなたは、いじめについて、どのようなことが特に大切だと思いますか」という設問に対し、相談体制や SNS を通じたいじめの防止について選択肢６，７，１１を追加しております。問１８については、新設の設問になりますがコロナ禍において、子どもたちを取り巻く環境が大きく変わり、健康等にどのような影響があったか。今後、同様のケースが起きた場合にどのような対策が課題かを聞いています。

次に問２２、経年の設問ですが、「あなたは、今後、地域の学校に対してどのような活動でご協力いただけますか」という設問に対し、部活動地域移行やキャリア教育、プール指導、ICT 機器の活用に関する選択肢７，８，９，１０を追加しております。

続きまして、問２９、３０については新設です。次期計画の策定にあたって、市民の読書習慣の実態把握及び市民がより読書に親しみをもつために必要な取組について聞いています。

次に学校教職員用アンケートの問１２、１３については新設です。コロナ禍で学校現場が困ったこと、今後同様の事態に備えて強化が必要な取組について聞いています。

続きまして、問１４についてこちらも新設です。教育DX化に向けた現状の意識や必要取組について聞いています。

次に保育園・幼稚園・認定こども園教職員用アンケートの問１０、１１については新

設です。学校現場同様に今後同様の事態に備えて強化が必要な取組について聞いています。

続きまして、問12についても新設です。教職員の働き方改革に向けた意識や必要な取組について聞いています。

続きまして、問13についても新設です。教職員が様々なライフステージにおいて安定して働き続けるうえでの問題等を聞いています。

アンケートの設問に関する説明は以上でございます。

なお、本アンケートについては、2月下旬ないし3月の初旬に実施予定としております。設問等にご意見ございましたら、短期間となり申し訳ありませんが、今週金曜日、16日までに別紙の意見書にてご意見お願いいたします。アンケート調査実施までの期間が短く、ご負担をおかけしますがどうぞよろしくお願いいたします。また、いただいたご意見につきましては委員長にお諮りしたうえで、適宜反映いたしまして、最終版が固まりましたら、委員の皆さまに共有させていただきます。

意見書の用紙につきましては、会議終了後、皆様のメールアドレス宛にデータでもお送りいたしますので、メールもしくはFAXにてご返信お願いいたします。メール・FAXの無い場合には返信封筒をお渡しいたしますが、16日必着となるようご協力をお願いします。

以上でございます。

(委員長)

特に前回からの変更点、新しい項目等を中心に説明してもらいました。ご意見・ご質問をお願いします。

(委員)

今後、意見書を提出した場合、その意見は他の委員にはみてもらえないのでしょうか。

(事務局)

皆さんからいただいた意見及び意見を反映した最終案については、共有させていただきたいと思います。

(委員長)

時間的な制約はありますが、各委員の意見はできるだけ尊重したいと思います。

(委員)

市民アンケートの「問1 性別」は我々も気をつかい、ほとんどの場合、問いませんでした。それくらい大きな問題であり、提案の3つの選択肢にはひっかかりを感じます。

抵抗を感じる人がいるのに、なぜ聞くのでしょうか。意見を活用するためにどうしても必要なものに絞って聞くようにした方がよいと思います。

(委員長)

この三択ならよいかとも思いましたが、そうした意見もあります。除外することも含め、事務局と検討したいと思います。

(委員)

今の議論で十分に理解できない部分があります。勉強する機会等はないのでしょうか。

(委員長)

人権意識は国際的にも変化しており、日本は遅れているという指摘もあります。

(委員)

問11、問12は漠然としています。何が必要なかもっと具体的にして、そこに参加する意識があるかを問わなければ、問題も見えないのではないのでしょうか。

(委員長)

事務局と私とで相談させてください。

(委員)

問17の選択肢では「〇〇の充実」という表現が多くなっていますが、この表現に釣られて選んでしまう可能性があります。

保幼教職員アンケートの問12の選択肢4について、学校への時間外の緊急電話について、現状ではどのようになっているのでしょうか。

(事務局)

現在は留守番電話ではなく、緊急時は市役所にかけていただき、そこから各担当に連絡することになっています。

(委員)

選択する数が3つの場合と1つの場合がありますが、例えばコロナ禍で困ったことなどは3つだけ選ぶことは難しいと思います。なぜ数を限定しているのでしょうか。

(事務局)

必要なものを全てという様式にすると、優先順位が全く明らかにならない可能性があります。ご指摘については改めて事務局で検討します。

(委員)

実施予定時期はいつごろですか。

(事務局)

各アンケートとも2月中旬から3月初旬を予定しています。

(委員)

都市計画や公共施設に関するアンケートが年明けに実施予定と聞いているので、バッティングしないように早めに行けるとよいと思います。先生へのアンケートは正職員のみが対象ですか。また、ペーパーによる実施でしょうか。

(事務局)

小学校教職員アンケートはオンラインで回答、市民及び幼保育教職員は紙媒体で配布し、回答は紙媒体でもオンラインでも回答できるようにする予定です。教職員は正職員を対象にする予定です。

(委員)

できれば講師の先生の意見も聞いてほしいと思います。

(事務局)

検討します。

(委員)

最後は委員長と事務局で調整するとのことですが、この内容で実施するという報告があるのでしょうか、次回の会議で知らされるのでしょうか。

(事務局)

今週中にいただいた意見は委員長と調整し、各委員とすぐに共有させていただいた上で実施したいと思います。

(委員長)

ご意見は様々にあると思いますが、別紙でご意見をいただき、その意見はできるだけ尊重したいと思いますので、最後はご一任いただければと思います。

(委員)

教育委員会で使う言葉で、市民にわかりにくいことがあると思います。例えば「専科教育」という言葉は専門家でなければわかりません。できるだけ市民にもわかる表現にしてほしいと思います。「ICT」などは、欄外に技術だけでなくリテラシーを含めた機器の活用能力といったことも含めて説明できないでしょうか。

(委員長)

表現については私も再度、全体を見返してみたいと思います。

(委員)

市民アンケート問7の「お子さん」という表現は世間ではとらえ方が一定でないのではないのでしょうか。どのくらいの年齢の子どものことかわかりやすくしてほしいと思います。

(委員長)

ほかにご意見はありますか。

【各委員 意見なし】

(委員長)

多くのご意見、ご指摘をいただきました。ご提案の通り、今後は私と事務局で調整し、皆さんにいただいたご意見はできるだけ尊重し、結果について実施前に皆さんと共有したいと思いますので、よろしく願います。ほかになれば、本日の議事は以上で終了したいと思います。

(事務局)

本日はありがとうございました。本日は第1回ということもあり、説明に時間をいただきました。

次回はアンケートの実施及び結果のとりまとめ、内部における計画骨子案の作成等のため、5月頃の開催を想定しています。

本日は活発な意見交換をありがとうございました。

以上